

京丹後市地域雇用促進協議会入札執行について

入札の方法、入札の無効等の条件のほか入札及び業務執行についての必要な事項は、次のとおりとする。

1 入札書のあて名は雇用促進協議会会長とし、1 件ごとに作成して封書の上、入札者の氏名又は法人名及び業務（物品・物件）名等を表記して、入札者（代理人による入札の場合の代理人を含む。以下同じ。）自ら提出する。

2 代理人が入札する場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 代理人が代理人名義で入札する場合には、委任状を提出する。なお、この場合の入札書には、入札者の住所及び氏名欄に入札者本人の住所及び氏名を記載するとともに右代理人と表示して、代理人の氏名を記載し押印する。

(2) 代理人が、入札者本人の住所、氏名(法人にあつては、名称及び代表者氏名)が記載され押印のある入札書により入札する場合には、委任状の提出を必要としない。

(3) 代理人は、同一入札において 2 人以上の代理人となることができない。

(4) 入札者は、同一入札において他の入札者の代理人となることができない。

3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為をしてはならない。

4 入札執行回数は、1 回とする。

5 開札は、入札の場所において入札の終了後、直ちに入札者を立ち合わせて行う。

6 落札となるべき同値の入札をしたものが 2 人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札事務に関係のない職員に引かせる。

7 次の各号のいずれかに該当するときは、その者の入札は無効とする。ただし(7)に該当する入札については、その回の入札のみ無効とし、再度入札には参加できる。

(1) 入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(2) 入札者が同一事項の入札に対し、2 以上の入札をしたとき。

(3) 入札者が他人の入札の代理をしたとき。

(4) 入札に際して談合等の不正行為があったと認められるとき。

(5) 入札者が定刻までに入札書を提出しないとき。

(6) 入札者がその提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をしたとき。

(7) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらの重要な文字の誤脱若しくは識別し難い入札又は入札金額を訂正した入札をしたとき。

(8) 入札保証金の額が別に規定する額に満たないとき。

(9) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反したとき。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、その者は失格とする。失格となった者は、再度入札に参加することができない。

(1) 入札金額が最低制限価格を下回る入札をしたとき。

(2) 入札金額が前回の入札における最低価格と同額以上の入札をしたとき。

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、適正な入札の執行を妨げたとき。

9 入札を辞退する場合は、次により取り扱うものとする。

(1)原則として、入札日の前日までに入札辞退届を提出することにより、入札を辞退することができる。提出にあたっては持参、郵送又は電送（E-mail 等）により行うものとする。なお、郵送又は電送により提出する場合は、前日までに電話等で連絡の上、京丹後市地域雇用促進協議会へ入札辞退届を提出することで辞退として取り扱う。

（京丹後市地域雇用促進協議会 TEL:0772-69-0440 FAX:0772-62-6010）

前日までに上記により届けられたもの及び当日の開始時刻までに入札会場へ直接入札辞退届を提出したものについては辞退とし、それ以外については欠席として取り扱うこととする。

(2) 入札を辞退したものは、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(3) 一度提出し受理された入札辞退届は撤回することができない。

10 発注者は、必要があると認められるときは、入札参加者に内訳書等の提出を求めることができるものとする。